

事 務 連 絡
令和4年6月10日

三鷹市立小学校長 様

三鷹市教育委員会
指導課長 長谷川 智也

小学校におけるランドセル等のかばんの取扱いについて

三鷹市立小学校においては、これまでも通学時に使用するランドセル等のかばんについて、個別の状況に応じてランドセル以外の使用についても認めるご対応をされていることと存じます。

改めて、小学校におけるランドセルの使用については、学校として指定しているわけではないこと、重さによる子どもへの負担軽減という観点から、通学時に使用するランドセル等のかばんの選択に当たっては、各家庭にとって最適なものを選べることをご周知いただくとともに、新入生保護者説明会等における配布資料においては、「ランドセル等」または「ランドセルに準ずるもの」と記載し、ランドセル以外の両手がふさがらない安全確保ができるかばんを使用できることについて、在校生の保護者はもとより、今後入学予定の保護者にも情報が伝わるよう、学校のホームページ等にも掲載するなど広くご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【担当】

指導課教育施策担当課長 齋藤 将之
電 話 0422-45-1151 (内線 3245)